

第 8 回 検 討 会 に お け る 主 な 議 論

議 題 1. 「診 療 行 為 に 関 連 し た 死 亡 に 係 る 死 因 究 明 等 の 在 り 方 に 関 する 試 案—第 二 次 試 案—」 に つ い て

① 診 療 関 連 死 の 死 因 究 明 を 行 う 組 織 の 設 置 主 体 に つ い て

- ・ 中 央 に 設 置 す る 組 織 を 厚 生 労 働 省 に 設 置 す る と 身 内 的 な 部 分 が あ る の で、
第 三 者 的 な 内 閣 府 の 下 に 独 立 行 政 委 員 会 と し て 設 置 す る の が 適 切 で は
な い か。
- ・ 厚 生 労 働 省 が 医 療 行 政 を 所 管 し て き て お り、組 織 の 運 用 面 や 医 療 機 関 に
は 保 健 所 な ど が 身 近 な 存 在 で あ る こ と 等 を 考 え れ ば、厚 生 労 働 省 に 設 置
す る の が 適 切 で は な い か。

② 医 療 事 故 調 査 委 員 会 (仮 称) の 名 称 に つ い て

- ・ 「医 療 事 故」 = 「医 療 ミ ス」 と の 意 味 合 い が あ り、「医 療 事 故 調 査 委 員 会」
と の 名 称 に は、抵 抗 が あ る。

③ 組 織 の あ り 方 に つ い て

- ・ 地 域 ブ ロ ッ ク 単 位 の 分 科 会 で の 評 価 に は、関 係 学 会 と の 緊 密 な 連 携 が 必
要 で あ り、そ の 旨 を 明 記 す べ き。
- ・ 委 員 会 が 再 発 防 止、組 織 と し て の ペ ナ ル テ ィ を 考 え る な ら ば、医 学、法
学 の 他 に も、幅 広 い 分 野 の 専 門 家 が 入 る べ き。

④院内事故調査委員会について

- ・第三者機関で、あらゆる医療事故の調査をすることは、無理であり、院内事故調査委員会の体制を整えることが重要。また、第三者機関が院内事故調査委員会への指導や助言を行えるようにすべき。

⑤届出義務違反へのペナルティについて

- ・届出を義務化すれば何らかのペナルティがあつて当然であるが、その科し方については、工夫があるべき。

⑥医師法第21条について

- ・医師法第21条が医療関係者の間では大きな問題になっており、整理は難しいが、何らかの形で医師法第21条についても但し書きを付ける等の対応をするべき。

⑦警察との関係について

- ・警察と第三者機関における調査の役割分担については、明確にすべきである。警察にも届け出られた事例についても、医療を最大限に尊重し、第三者機関に調査を任せる仕組みとすべき。

⑧調査報告書の公表について

- ・調査報告書は、個人情報削除して、プライバシーに配慮した上で公表し、再発防止等に役立てるべきである。

議題 2. 航空・鉄道事故調査委員会からの報告

①組織について

- ・（国交省に設置されているが、主管官庁に仕組み上の責任があった場合には、建議を出すこともあり、内閣府等の第三者に設置された方が、やりやすいのではないかとの質問に対し）事故調査委員会の委員長、委員は設置法で独立して職権を行うこととなっているほか、その任命には両院の同意を得ることが必要であり、独立性、公平性は担保されている。

また、事故調査に必要な航空、鉄道、気象等の最新のデータや情報あるいは資機材は国土交通省にあり、迅速かつ円滑に調査を実施するためには国土交通省に設置されていることが有効である。

②事故調査と警察捜査の関係について

- ・事故調査委員会は事故の原因究明と再発防止、警察は捜査という観点で取り組んでいて目的や進め方が違うが、現場での調査が重なるため、必要な協力をしながら調査を進めてきている。
- ・現場物件の検査は警察と協力してやる部分があるが、口述聴取は委員会と警察は別々に実施しており、委員会の口述聴取記録を警察に提供することはない。
- ・報告書は公表し、公表した後に刑事裁判等で活用されうることについては航空・鉄道事故調査委員会は言及する立場にないが、報告書に記載した以外の情報に関しては一切出すことはない。